

## 技術的な基準に係る主な改正事項

主要項目	改正事項
① 大容量通信方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共業務用の無線システムへの利用を想定し、128QAM方式により156Mbpsの伝送能力を持つ方式に対応する審査の基準を設ける。 → 現在の公共業務用固定局においては、1チャンネル104Mbpsが最大。電気通信業務用においては、既に64QAM方式により156Mbpsが導入済み。</li> </ul>
② より信頼性の高い回線設計法の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 降雨減衰に対する電力マージンについて、新たな予測・算出方法の規定を設ける。 → 従来の降雨減衰算出については、期間限定的な降雨統計から算出していたところであるが、降雨に関するデータを新たなものに見直すとともに、新たな近似方法を用いることにより、より正確にマージンを導出できるようにする。</li> <li>○ フェージングの減衰に対する電力マージンについて、計算方法を明確化する。 → 現在まで、算出方法が不明確となっていた周波数相関係数について明文化を図る。</li> </ul>
③ その他関係規定の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近距離の反射板の利得について、より正確な値に改める。</li> <li>○ 天候状況等に応じて変調方式を切替利用する適応変調方式についての規定を設ける。</li> <li>○ その他関係する規定を整備し、経過規定を設ける。</li> </ul>